

令和7年12月10日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和7年(ネ)第3458号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所令和6年(ワ)第27000号)

口頭弁論の終結の日 令和7年10月15日

判 決

控訴人	松竹伸彦	幸彦介
同訴訟代理人弁護士	佃平裕	建大義
同	伊藤有	淳彰
同	堀田忠亮	次匡輔
同	市田林澤	健芳大
被控訴人	小長加尾山	
同訴訟代理人弁護士	長澤藤林	
同	加尾山	
同	尾山	
同	山	

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、165万円及びこれに対する令和6年2月19日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 控訴人は、「シン・日本共産党宣言 ヒラ党員が党首公選を求め立候補する理由」と題する書籍（以下「本件書籍」という。）を株式会社文藝春秋から文春新書として公刊したが、その内容等を理由に、令和5年2月6日付けで日本共産党（以下「共産党」といい、引用する原判決中「日本共産党」とあるのをいずれも「共産党」に読み替える。）から除名処分を受けた者であり（なお、控訴人は、共産党に対し、上記除名処分が無効であるとして、党員たる地位確認等を求める旨の訴えを提起し、同訴訟は東京地方裁判所に係属している。）、被控訴人は、元参議院議員であり、共産党の副委員長の地位にある者である。

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人が令和5年2月19日に京都府長岡市内で開催された共産党演説会においてした発言（後記の本件発言）について、控訴人が「党内をかく乱するために本件書籍の値段を安くする。」旨の事実を摘示するものであり、共産党と党員を裏切った印象を与え、控訴人の社会的評価を低下させ、もって、控訴人の名誉を毀損するものである旨を主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料等として165万円及びこれに対する不法行為の日である令和6年2月19日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したため、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。

2 前提事実、本件の争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁11行目の「以下「本件書籍」という。」を「本件書籍」に改め、同頁14行目の「受けた」から同行目末尾までを次のとおり改める。

「受けた。なお、控訴人は、共産党を被告として、上記除名処分が無効であるなどとして、党員たる地位確認等を求める旨の訴えを提起し、同訴訟

は東京地方裁判所に係属している。（甲2、3）」

(2) 原判決2頁23行目の「別紙の」を「原判決別紙の」に、同行目の「別紙発言のうち」を「以下「原判決別紙発言」といい、このうち」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断するが、その理由は、次項のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決5頁1行目の「しかしながら」から5行目末尾までを行を改め、次のとおり改める。

「しかしながら、原判決別紙発言を含む被控訴人の演説の全体を通して聞くと、被控訴人の演説時の言葉の抑揚等とも相まって、被控訴人は、控訴人の活動が共産党组织に対する分派活動であるとみなし、控訴人の言動について、否定的な印象、推測、評価ないし意見を表現し、聴衆に対し、控訴人の活動が否定的な印象で伝わるような態様で表現を行っていることが認められ、これらの表現が連続的に発せられる中での本件発言は、単に、党内を混乱させる目的をもって本件書籍を公刊したことについての客観的な事実の表現というより、被控訴人の控訴人に対する否定的な意見ないし論評の表現というべきである。そうすると、控訴人の上記主張は、直ちに採用することができない。

もっとも、本件発言は、基本的には前記説示のとおり意見又は論評の表現というべきであるが、一方で事実の摘示という側面を有している。本件発言は、控訴人が党内をかく乱する目的をもって値段を安くした旨の発言をしたという事実、すなわち、本来は控訴人の主観的心理態様にとどまる前記の目的について、本件書籍の公刊にあたり、そのような目的を有していることを控訴人自身が外部に向かって表現したという事実の

掲示であるとも認められる。

しかしながら、本件発言が演説全体において占める位置、演説における控訴人に対する言及部分全体の論調、本件の演説の趣旨及びその聴衆の傾向等を総合して考慮すると、本件全証拠をもってしても、本件発言により不法行為に該当する程度に社会的評価が低下したとは認められない。」

(2) 原判決5頁20行目から24行目までを次のとおり改める。

「そして、本件発言のうち、本件書籍の販売価格を党員が広く買い求めやすい千円（税込）に設定したことについては、本件控訴人発言の内容によれば真実であることは明らかである（前提事実(2)ウ）。また、「党内をかく乱する」目的であったとする被控訴人の意見ないし論評の前提とする事実の重要な部分については、証拠（甲1）によれば、本件書籍は、共産党における党員投票による党首選挙の必要性ないし正当性を主として記述し、さらにはその実現により、将来的には政権交代可能性を現実化し、あるいは野党の存在意義を強化することを主たる目的とするものであると認められる。そうであるとすると、「かく乱」という言葉の否定的なニュアンスはさておき、共産党内にある種の緊張関係や対立状況を引き起こし得る問題提起をすることを目的としていたと認められるから、意見ないし論評の前提としている事実は、その重要な部分において真実であったと認められる。

そうすると、本件発言は、名誉棄損としての違法性を欠くから、被控訴人は、控訴人に対して不法行為による損害賠償責任を負わないものというべきである。」

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は、その余の争点を検討するまでもなく理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

古谷恭一郎

裁判長裁判官

裁判官

渡邊和義

裁判官

渡邊達之輔

これは正本である。

令和7年12月10日

東京高等裁判所第23民事部

裁判所書記官 藤田朗子

